

大和市告示第83号

大和市空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が、国、本市その他の公共団体又は公共的団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた額を補助対象とする。

別表第1中

補助対象経費の10分の3

を

補助対象経費の10分の3

補助対象経費の10分の3。ただし、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、10分の3に当該各号に掲げる割合を順次に加えて得た割合とし、10分の8を上限とする。

- (1) 商店街団体が当該商店街の地域にある自治会と連携して空き店舗有効活用事業を行うもの 10分の3
- (2) 高齢者の居場所づくりに資するもの 10分の2
- (3) 子育て世代の居場所づくりに資するもの 10分の2

に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。